



有明広域行政事務組合公告第4号

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項並びに有明広域行政事務組合財務規則(平成6年有明広域行政事務組合規則第17号。以下「財務規則」という。)第71条及び第72条の規定に基づき公告する。

令和8年7月31日

有明広域行政事務組合
代表理事 前田 移津行



1 入札に付する事項

- (1) 業 務 番 号 業管 第13号
- (2) 件 名 及 び 数 量 東部最終処分場重機賃貸借(長期継続契約)
油圧ショベル 1 台
- (3) 納 入 期 限 令和9年2月26日(金)
- (4) 納 入 場 所 熊本県玉名郡玉東町大字木葉386番地
東部環境センター内 東部最終処分場
- (5) 最 低 制 限 価 格 無

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1)この入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしている事とする。
 - (ア)施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (イ)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の許可決定又は再生計画の許可決定がなされていること。

3 入札参加条件

- (1)廃棄物処理施設(最終処分場)での重機運用経験があること
- (2)廃棄物処理施設(最終処分場)に油圧ショベルを常駐させること
- (3)整備拠点が県内にあること
- (4)故障時に迅速に対応できる体制を有すること

4 本入札及び業務全般に関する担当

有明広域行政事務組合業務管理課

〒869-0292

熊本県玉名市岱明町野口2129番地

電話:0968-57-5111

FAX:0968-57-5222

Eメール:gyoumu@ariakekouiki.jp

HP:<https://www.ariake-kouiki.or.jp/>

5 契約条項を示す場所

4に同じ。

6 仕様書閲覧期間及び現場説明

(1)仕様書閲覧期間、方法及び場所

(ア) 閲覧期間 公告の日から令和8年8月18日(火)正午まで

(イ) 閲覧場所 有明広域行政事務組合ホームページ

(2)現場説明会は行わない。

(3)疑義申し出期間及び回答

(ア) 受付期間 公告の翌日から令和8年8月18日(火)正午まで

(疑義申出書により担当へFAXかメールで提出すること。電話等による質問は受け付けない。)

(イ) 回答日 令和8年8月20日(木)午後

(ウ) 回答方法 FAX またはメールにて回答

7 入札参加資格要件の審査に関する事項

入札参加希望者は、入札参加資格確認申請書(様式第1号)及び納入実績調書(様式第2号)を令和8年8月20日(木)から同年8月27日(木)までの間に、持参又は郵送により提出すること。

なお、期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

8 入札及び開札の場所並びに日時

(1)入札

(ア) 入札日 令和8年8月31日(月)

(イ) 入札時間 10時00分

(ウ) 入札場所 熊本県玉名市岱明町野口2129番地
有明広域行政事務組合 大会議室

(2)入札方法

(ア)入札の執行回数は2回までとする。なお、落札しない場合で入札執行責任者が随意契約できると認めるときは、最低の価格で入札した者は見積書を提出できるものとする。

(イ)入札書は、物件番号・物件名・納入場所・商号及び代表者名を記載した封筒に封入するものとする。委任状については別途提出すること。

(ウ)入札金額については、入札者は消費税抜きの金額を記載すること。ただし、契約額は

入札金額に100分の10に相当する額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額とする。

(エ)第1回の入札に際し、事業費内訳書を別途提出すること。なお、第2回目については、免除とする。

(3)開札

入札終了後直ちに8の(1)の(ウ)の場所において行う。

(4)落札者の決定方法

財務規則第74条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

9 入札保証金

財務規則第73条第1項各号に該当するときは、免除とする。

10 入札の無効について

有明広域行政事務組合競争契約入札心得に基づき行う。また、2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、予定価格の入札書比較価格(円未満切捨て)を超える価格の入札は無効とする。

11 その他

(1)入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2)契約書作成の要否

要

(3)契約保証金

財務規則第66条第1項各号に該当するときは、免除とする。

(4)この公告に記載する日時、日数、期間

有明広域行政事務組合の休日定める条例(平成6年有明広域行政事務組合条例第2号)第1条に規定する休日を含まず、午前9時から午後5時までとする。